国立大学法人東京外国語大学教員の選択定年制に関する規程

平成22年 3月23日 規 則 第 12 号

改正 平成31年 3月25日規則第73号

(総則)

第1条 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則(平成16年規則第52号)第23条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)に勤務する教員(以下「教員」という。)が、それぞれの生涯設計に基づいて、自らの定年年齢を選択する選択定年制に関して、必要な事項を定める。

(適用対象)

第2条 選択定年制を適用する教員は、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等 に関する規程(平成16年規則第56号)別表第1に掲げる教員とする。

(定年年齢の選択)

第3条 教員は、満63歳から満65歳までのいずれかの年齢を定年年齢として自ら選択 するものとする。

(申請手続)

- 第4条 学長は、各年度ごとに当該年度において満62歳となる教員に対して、8月末日 までに定年年齢の選択について通知する。
- 2 前項の通知を受けた教員は、満62歳となる年度の12月末日までに定年年齢を自ら 選択し、所定の様式により学長に申し出なければならない。

(定年年齢の決定)

- 第5条 前条第2項の申し出により、学長は各教員の定年年齢を決定し、本人へ通知する。
- 2 前項の通知を受けた後は、これを変更することはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、63歳に達した日以後に役員に就任することとなった場合には、就任日の前日の年齢を定年年齢とする。

(退職日)

第6条 定年による退職の日は、前条第1項で決定した定年年齢に達した日以後における 最初の3月31日とする。ただし、63歳に達した日以後に役員に就任することとなっ た場合には、就任日の前日を定年による退職の日とする。

(退職手当の支給)

- 第7条 退職手当は、前条の退職の日から1月以内に支給する。
- 2 退職手当の支給額の算出にあたっては、満63歳に達した日以後における最初の3月 31日までの勤続年数を上限とする。
- 3 その他退職手当に関しては、国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程(平成16年規則第23号)の規定による。

(その他)

第8条 教員の選択定年制に関して、この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に満63歳となる者については、第3条中「満65歳」とあるのは、「満64歳」と読み替える。
- 3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に満63歳となる者については、第4条第1項中「満62歳」とあるのは「満63歳」と、「8月末日」とあるのは「4月末日」と、同条第2項中「満62歳」とあるのは「満63歳」と、「12月末日」とあるのは「6月末日」と読み替える。

附則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。